

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和5年10月20日

NPO法人日本ブラインドサッカー協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://stakeholder.b-soccer.jp/library

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 中長期基本計画の策定状況 2023年から3か年の中期経営計画を策定中(2023年内に完成予定) (2) 中長期基本計画の公表状況 現在策定中の中期経営計画が完成次第公表予定 ※以前の中長期経営計画については下記サイトにて公表 ・当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト URL: https://stakeholder.b-soccer.jp/financial 3項目目 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか 協会独自の次期リーダーシッププログラムに沿って次世代のマネジメント候補が中心となり、協会の主要な役職員およびコンサルティング会社と協働のうえ草案を作成している。理事会を通じ理事からのフィードバックももらいながら、都度進捗状況を全役職やマネジメント層に共有している。	1.JBFA経営指標コミュニケーション資料_共有用 2.JBFA経営指標コミュニケーション資料_それぞれの定量目標 3.理事会議事録_2018-0804 中期経営計画の経営指標 4.理事会議事録_2019-0106 経営管理指標の定量目標について 5.理事会議事録_2019-0502 中期計画 6.理事会議事録_2021-1205 中長期計画更新に向けて 7.理事会議事録_2022-0206 中期計画アップデートワークショップ 8.(第一次共有資料) 中期経営計画の指標について_20180814
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 人材採用育成計画の策定状況 人材関連方針(2022-23年)を策定している。 (2) 中長期基本計画の公表状況 人材関連方針(2022-23年)は当協会の情報公開サイト「JBFAステークホルダー・エンゲージメント」(https://stakeholder.b-soccer.jp/financial) 4項目目の「人材関連方針(2022-23年)」で公表 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか 人材の採用および育成計画の策定にあたっては外部有識者や、協会の主要な役職員と協働のうえ草案を作成し理事会で協議・裁定している	9.人材育成計画と方針(案) 2022.7 10.JBFA人事評価規程 11.目標設定シート更新版 2022 12.理事会資料_人事・給与制度の方向性について(20180926) 13.理事会議事録_2019-0103_JBFA人事評価規程について 14.理事会資料_(仮) 今後の事業の方向性を見据えた人事制度の改定について 105. 人材関連方針(2022-23年)
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 財務の健全性確保に関する計画の策定状況 現在、当協会では中期経営基本計画のなかで経済的指標を示し、財源の性質ごとの目標構成割合を示している。財務の健全性確保に特化した計画は策定していないが、BS/PL/CFの月次決算を導入し、タイムリーかつ即時性の高い財務情報把握に務め、財務の健全性確保につとめている。 →証憑書類21.財務モニタリングフロー参照 (2) 財務の健全性確保に関する計画の公表状況 JBFA経営管理指標および中期基本計画は、当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(https://stakeholder.b-soccer.jp/financial) 3項目目の「JBFA経営管理指標・中期経営計画」で公表している (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか KGI策定にあたっては協会の主要な役職員と協働のうえ草案を作成し理事会で協議・裁定している。	15.2020年度予算の説明資料(20190729) 16.理事会議事録_2020-0703_第5期予算と事業計画書について 17.理事会資料_第5期(2020年8月~21年7月) 計画と予算の説明資料 18.理事会議事録_2019-0701_総会に付議する議案の承認 19.2020年度[第5期] 定期総会説明資料(2020年9月25日) 20.理事会議事録_2020-1203_財務モニタリング 21.財務モニタリングフロー v1_20201112 22.月次部門別モニタリング_2022 23.理事会議事録_2021-0902_第6期決算案について 総会に付議する議案の承認 24.2021年度[第6期] 定期総会説明資料(2020年9月27日)
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・外部理事の構成比率は75.0%(前回71.4%)となっている。 ・女性理事の構成比率は25.0%(前回14.3%)となっている。監事を含む役員女性の比率は30.0%。 ・障がい者理事の構成比率は12.5%(前回14.3%)となっている。 ・2026年の役員改選までに、外部理事割合25%以上、女性理事割合40%、障がい者割合(視覚障がいを含む)20%以上を達成する。そのための方策として; ①議論のための指名報酬委員会を改選年以外にも定期的に開催する ②改選年以外も臨時総会を開催し、是正に取り組むこととする →94.理事会議事録_2022-0902_組織の役員構成における多様性の確保について、 ・外部理事:外部理事でもない外部委員を2024年中を目標として選定。候補人材確保を開始。 →95.理事会議事録_2022-0903_役員選定に関する外部委員の考え方について ・当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで役員名簿を公表している https://uploads.strikinglycdn.com/files/a781cfaa-786c-4925-a211-f6b496caf91c/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E5%90%8D%E7%B0%BF_20221101.rev1.pdf?t=1669693362?id=3962322 ・理事会で理事の人選・承認にかかわる議論、決裁を行っている。	25.役員名簿及び役員のうち報酬を受け取る者の名簿 26.理事会議事録_2019-0701_指名報酬委員会 27.理事会議事録_2022-0503_指名報酬委員会について 28.指名報酬委員会検討用資料_2019年7月24日版 94.理事会議事録_2022-0902_組織の役員構成における多様性の確保について 95.理事会議事録_2022-0903_役員選定に関する外部委員の考え方について

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	NPOという法人格から、評議員会は設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2022年4月1日に独立委員会事務局が設置され、その後発足したJBFAアスリート委員会の運営をサポートしている。委員会のメンバーは、アスリート委員8名、外部有識者委員2名の10名体制で、組織の位置づけとしては、理事長諮問組織であり、協会やクラブチームからは独立したものとしている。 2022/6/24に、第1回JBFAアスリート委員会を開催し、協会概要のオリエンテーションを行った。第2回委員会(7/14)では、委員長・副委員長を決定し、今後は、委員長・副委員長が委員会の開催やテーマを決定する。証憑30「アスリート委員会骨子」記載の如く委員は以下が委嘱される； 1.JBFAのビジョンとミッションに貢献する存在であること(ビジョンとミッション推進、浸透のために、意見や提言を行う) 2.JBFAに関わる幅広いアスリートの意見を吸い上げ、調整・集約する(意見集約が適切に行えるべく、本委員会の存在と目的をアスリートに周知する)、 3.アスリートの意見を、JBFA理事会に提言、協議する(JBFAの経営に対してそれらの意見を提言すること、JBFA理事会とそれらを協議し進捗を確認し推し進めること) ・JBFAアスリート委員会の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(ライブラリー)にて公表している。 https://stakeholder.b-soccer.jp/library ・独立委員会事務局の発足については下記にてニュース掲載している 参考URL： https://www.b-soccer.jp/news/18372-20220401	29.2-11_アスリート委員会運営規程 30.アスリート委員会骨子 31.JBFAアスリート委員会委員リスト 32.議事録_第1回アスリート委員会 33.議事録_第2回アスリート委員会 102.【議事録】2021-0203_アスリート委員会運営規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ることに関する計画の策定状況 ・理事会の人数は議論が活発化できる範囲として定款で人数を5名以上12名以内と定義している ・役員に偏りがないよう、指名報酬委員会を設け、多様な属性の構成となる仕組みを導入している ・2021年10月に外部理事、監事を各1名増員し、理事8名、監事2名の10名体制となっている。 ・理事会はオンラインで開催しており、物理的な参加のハードルを緩和するなど柔軟な会議設定をすることで、会議実施の迅速性や理事の参加のしやすさ(多様性)への配慮をしている。 (2) 公表状況 理事の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。 URL： https://uploads.strikinglycdn.com/files/a781cfaa-786c-4925-a211-f6b496caf91c/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E5%90%8D%E7%B0%BF_20221101.rev1.pdf?t=1669693362?id=3962322 (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか 役員に偏りがないよう、指名報酬委員会を設け、多様な属性の構成となる仕組みを導入している	34.特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会定款 35.理事会議事録_2019-0403_常任理事会の設置と権限分担について 25.役員名簿及び役員のうち報酬を受け取る者の名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けることに関する計画の策定状況 役員等の任期等に係る内規を設け、就任時の年齢に制限を常勤理事、非常勤理事でそれぞれ設けている →36.役員等の任期等に係る内規、P1「第3条 就任時の年齢制限」参照 (2) 公表状況 「役員等の任期等に係る内規」を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表している。 URL: https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E3%81%AE%E4%BB%BB%E6%9C%9F%E7%AD%89%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%86%85%E8%A6%8F.pdf (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか 役員等の任期等に係る内規は複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定している	36.役員等の任期等に係る内規
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	(1) 計画の策定状況 役員等の任期等に係る内規を設け、常勤役員、非常勤役員においてそれぞれ、再任回数および任期に上限を設けている (2) 公表状況 「役員等の任期等に係る内規」を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表している。 URL: https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E3%81%AE%E4%BB%BB%E6%9C%9F%E7%AD%89%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%86%85%E8%A6%8F.pdf (3) 計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか 役員等の任期等に係る内規は複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定している	26.理事会議事録_2019-0701_指名報酬委員会 28.指名報酬委員会検討用資料_2019年7月24日版 36.役員等の任期等に係る内規 37.理事会議事録_2021-0204_理事の新規依頼 38.指名報酬委員会_委員名簿
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選定にあたっては、指名報酬委員会を設け、役員候補者の選考の機能を果たしている。 ・理事の構成を同委員会が検討し、外部有識者を含めて配置できる体制を整えている。 ・役員の任期等に係る内規は複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定している 	26.理事会議事録_2019-0701_指名報酬委員会 28.指名報酬委員会検討用資料_2019年7月24日版 37.理事会議事録_2021-0204_理事の新規依頼 38.指名報酬委員会_委員名簿 72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所 96.理事会議事録_2022-0926_総会に付議する議案の承認
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	下記規程等を策定し、そのなかに法令遵守の観点が含まれている。 <ul style="list-style-type: none"> ・41.倫理コンプライアンス規程 ・42.懲罰規程 ・10.人事評価規程、P3「第12条 半期目標の評価点における例外事項」12.1.1参照 ・43.入職誓約書、4項参照 ※上記規程41、42を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトに公表 <ul style="list-style-type: none"> ・41.倫理コンプライアンス規程 b-soccer.jp/uploads/2022/08/倫理コンプライアンス規程v.2.2.pdf ・42.懲罰規定 https://uploads.strikinglycdn.com/files/d6753c8d-39af-4fdc-8528-14ea12f28504/%E6%87%B2%E7%BD%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8B%EF%BD%962.0.pdf 規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。	10.JBFA人事評価規程 39.ブラインドサッカー協会就業規則 40.日本ブラインドサッカー協会 契約職員規程 41.倫理コンプライアンス規程 42.懲罰規程 43.入職誓約書 44.理事会議事録_2020-0904_雇用形態の制度変更について 72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人組織運営の他、競技全般、広報・権利関係に関する規程を整備・管理している。規程および内規のうち外部への周知が必要なものは当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイト(https://stakeholder.b-soccer.jp/library)で公開している。 <ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・役員の報酬等の規程 ・役員の任期に係わる内規 ・組織運営に関する規則 ・利益相反マネジメントポリシー ・倫理コンプライアンス規程 ・懲罰規程 ・経理規程 ・プライバシーポリシー ・アクセシビリティポリシー ・アスリート委員会運営規程 ・競技に関する規則 ・競技規則 ・チーム登録規定 ・クラブチーム活動許可申請書及び誓約書 ・アンチドーピング規程 ・ブラインドサッカー日本代表チーム選考規程 ・ブラインドサッカー女子日本代表チーム選考規程 ・ブラインドサッカー育成指定選手選考規程 ・ロービジョンフットサル日本代表チーム選考規定 ・審判員規程 ・JBFAの登録商標について ・動画利用規程 ・メディア・イベント出演規程 規程・内規の策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会、常任理事会で最終承認している。	45.規程・内規等一覧表 72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務に関する規程として決裁権限を定めた決裁権限表を策定している。(内規のため公表なし。) 規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。	46.決裁権限一覧表 47.印章取扱規程 48.政治活動・選挙活動に係る内規 49.アクセシビリティポリシー 50.プライバシーポリシー 72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> 法人の役員報酬等に関する規程として役員報酬について定めた役員報酬等の規程を設けている。 独立した指名報酬委員会によって役員報酬が定められる制度としている。 職員については、給与規程、人事評価規程を定めている。 該当規程は当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公開している <p>●2022年8月より公開「役員報酬等の規程」 https://uploads.strikinglycdn.com/files/1bee7ae6-c758-44c4-8a20-4d024cae1d8e/JBFA%E5%BD%B9%E5%93%A1%E3%81%AE%E5%A0%B1%E9%85%AC%E7%AD%89%E3%81%AE%E8%A6%8F%E7%A8%8B_2020%E5%B9%B42%E6%9C%88%E6%94%B9%E5%AE%9A.pdf?id=3933349 ※給与規定、人事評価規程は内規の為公表しない</p>	51.理事会議事録_2018-1002_2_役員報酬等の規程 52.理事会議事録2019-0702_役員報酬規程 53.改定案_役員報酬等の規程(2019年7月29日) 54.日本ブラインドサッカー協会給与規程 55.ブラインドサッカー代表チームスタッフ謝金規程 56.JBFA旅費規程 57.専門部謝金規程 72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> 財産の管理を定めた規程は策定していないが、決裁権限(内規の為公表なし)にて財産の取扱の権限を定めている。 規程策定に当たり、複数の役員意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。 	46.決裁権限一覧表 72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> 経理規程を策定している。 財政的基盤の1つであるスポンサーのカテゴリーを定め、営業で管理している。 「BLIND SOCCER ブラインドサッカー」、「ブラサカ」、「スポ育」、「JBFAロゴ」を商標登録し、管理運用している。 JBFAの登録商標については協会HPで公開している。(https://www.b-soccer.jp/jbfa/rights) 経理規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。 URL: https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/%E7%B5%8C%E7%90%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B-v.1.0.pdf 規程策定に当たり、複数の役員意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。 	98.経理規程 58.NPO法人日本ブラインドサッカー協会の登録商標について(2016年12月) 59.「®マーク(登録商標マーク)」使用見本(2016年12月) 60.ブラインドサッカーのイベントを発注したい人を知って欲しいこと(イベント規程) 99.セールシート
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> 日本代表に関する選手選考規程を策定している。 上記規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。 √ブラインドサッカー日本代表チーム選考規程 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E9%81%B8%E8%80%83%E8%A6%8F%E7%A8%8Bv2.0.pdf √ブラインドサッカー女子日本代表チーム選考規程 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%A5%B3%E5%AD%90%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E9%81%B8%E8%80%83%E8%A6%8F%E7%A8%8B_20170306.pdf √ブラインドサッカー育成指定選手選考規程 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E8%82%B2%E6%88%90%E6%8C%87%E5%AE%9A%E9%81%B8%E6%89%8B%E9%81%B8%E8%80%83%E8%A6%8F%E7%A8%8B_20170306.pdf √ロービジョンフットサル日本代表チーム選考規定 https://uploads.strikinglycdn.com/files/af9394e6-b5c4-4463-af42-09342142ceb0/%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%83%E3%83%88%E3%82%B5%E3%83%AB%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E3%83%81%E3%83%BC%E3%83%A0%E9%81%B8%E8%80%83%E8%A6%8F%E5%AE%9A.pdf 規程策定に当たり、複数の役員意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。 	61.ブラインドサッカー日本代表チーム選考規程 62.ブラインドサッカー日本代表チームパラリンピックに関する選考規程
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> 審判員規程を定めている。 審判員規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している URL: https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%AF%A9%E5%88%A4%E5%93%A1%E8%A6%8F%E7%A8%8B.pdf 規程策定に当たり、複数の役員意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。 	63.審判員規程
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> 人材関連方針(2022-23年)を策定している。 顧問弁護士を設置し、リーガルチェックや法律相談の実施が可能な体制を整えている。 その他、税理士、社労士も顧問を設置し、弁理士についても日常的なサポートを得られる体制を整えている。 顧問弁護士名は協会HPにて公開している(https://www.b-soccer.jp/jbfa/about) 	72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所 73.顧問契約書(更新)_社会保険労務士法人 オフィスエール 74.理事会議事録_2021-0702_顧問税理士について 75.常任理事会議事録_20210824 76.業務契約書_猪熊税務会計事務所
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> 倫理コンプライアンス委員会を設置し、運営している。 	64.倫理・コンプライアンス委員会 委員名簿(議事録添付)
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> あげられたすべての属性ではないが、外部有識者として学識経験者、弁護士を配置して専門性の確保を図っている。 倫理・コンプライアンス委員の名簿を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。 URL: https://uploads.strikinglycdn.com/files/a781cfaa-786c-4925-a211-f6b496caf91c/20220401_%E5%80%AB%E7%90%86%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%83%95%E3%82%9A%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A_%E5%A7%94%E5%93%A1%E5%90%8D%E7%B0%BF_JBFA.pdf 	64.倫理・コンプライアンス委員会 委員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・JBFA役職員全員に対し、①入社時および②毎年定期的にコンプライアンス研修を実施している。 (JBFA役職員全員に対して、直近では2023年6月にコンプライアンス研修を実施済。オンラインを活用時全員が受講したか追跡確認している。)	65.倫理コンプライアンス研修(管理部 井口) 66.JSCスポーツインテグリティ・ユニットからのお知らせ
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・クラブチームの選手：コンプライアンス研修を年に一度以上実施している。 ・日本代表の選手および指導者：2023年はJPCの提供するインテグリティ研修に参加している。	67.大会期間中における日本代表選手およびスタッフの情報発信(SNS)のガイドライン_2016年8月 68.ブラインドサッカー日本代表強化指定選手およびスタッフ向けガイドライン_2021年3月 69.誓約書 70.アンチ・ドーピング規程 71.アスリートのソーシャルメディア活用 および炎上リスクについて_2021.2 103.20210425_クラブチームミーティング開催案内 104.代表チーム部向け_コ
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・今後のコンプライアンス研修に関しては、目的・内容・実施タイミングなどを精査したうえ実施を予定している。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・顧問弁護士、顧問会計士、顧問社労士を設置し、日常的に専門的サポートを得られる体制を築いている。 ・顧問弁護士は協会HPにて公開している (https://www.b-soccer.jp/jbfa/about)	72.顧問契約書_長谷川俊明法律事務所 73.顧問契約書(更新)_社会保険労務士法人 オフィスクエール 74.理事会議事録_2021-0702_顧問税理士について 75.常任理事会議事録_20210824 76.業務契約書_猪熊税務会計事務所 98.経理規程
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・経理規程を策定し、適切な会計処理の運用を行っている。 ・監事の所属先、専門的能力(資格等)、業務経験等の明示し、一部監事の適性理由は協会HPにて公開している。 (https://www.b-soccer.jp/news/16967-20210726) ※詳細プロフィール別添証書類 ・経理規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。 URL: https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/%E7%B5%8C%E7%90%86%E8%A6%8F%E7%A8%8B-v.1.0.pdf	97.監事プロフィール 98.経理規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・補助金、助成金毎に定められたガイドラインを経理規程等の運用ルールに反映し、適切な処理を行っている。ガイドラインの遵守については、それぞれの助成団体が審査する際に確認している。	98.経理規程 100.検査結果通知書(令和4年5月11日_独立行政法人日本スポーツ振興センター)
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・NPO法人法によって定められる事業報告書と貸借対照表を所管官庁に届け出、公表している ・決算報告ハイライトを当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。 ✓「令和3年度財務情報」：令和3年度(令和3年8月1日～令和4年7月31日)の活動計算書、貸借対照表、財務目録のハイライト版(PDF)を公開 https://uploads.strikinglycdn.com/files/4a6f74ad-8d7f-4812-9661-a13d442d7a61/2022_R3_%E7%AC%AC7%E6%9C%9F.pdf?id=3946409 ✓「令和2年度財務情報」：令和2年度(令和2年8月1日～令和3年7月31日)の活動計算書、貸借対照表、財務目録のハイライト版(PDF)を公開 https://www.b-soccer.jp/uploads/2021/10/2021_kessan.pdf ✓「令和元年度財務情報」：令和元年度(令和元年8月1日～令和2年7月31日)の活動計算書、貸借対照表、財務目録のハイライト版(PDF)を公開 https://uploads.strikinglycdn.com/files/d18b38be-6deb-4dbd-8a3c-e1b99f9dfe97/2020_R1_%E7%AC%AC5%E6%9C%9F.pdf?id=3933310	77.決算報告書(第4期) 78.決算報告書(第5期) 79.決算報告書(第6期)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・日本代表に関する選手選考規程を策定している。 ・上記規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。 ✓ ブラインドサッカー日本代表チーム選考規程 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E9%81%B8%E8%80%83%E8%A6%8F%E7%A8%8Bv2.0.pdf ✓ ブラインドサッカー女子日本代表チーム選考規程 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E5%A5%B3%E5%AD%90%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E9%81%B8%E8%80%83%E8%A6%8F%E7%A8%8B_20170306.pdf ✓ ブラインドサッカー育成指定選手選考規程 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/JBFA%E8%82%B2%E6%88%90%E6%8C%87%E5%AE%9A%E9%81%B8%E6%89%8B%E9%81%B8%E8%80%83%E8%A6%8F%E7%A8%8B_20170306.pdf ✓ ロービジョンフットサル日本代表チーム選考規定 https://uploads.strikinglycdn.com/files/af9394e6-b5c4-4463-af42-09342142ceb0/%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%83%E3%83%88%E3%82%B5%E3%83%AB%E6%97%A5%E6%9C%AC%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E3%83%81%E3%83%BC%E3%83%A0%E9%81%B8%E8%80%83%E8%A6%8F%E5%AE%9A.pdf	61.ブラインドサッカー日本代表チーム選考規程 62.ブラインドサッカー日本代表チーム パラリンピックに関する選考規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンスコードの遵守状況を本自己説明様式で当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。スポーツ団体ガバナンスコード自己説明資料 ✓ 2022年度（令和4年度）適合性審査最終情報（PDF）版： https://uploads.strikinglycdn.com/files/809dbd99-b67a-4bae-a7e4-1e7aa951ea94/1208-12_%E6%9C%80%E7%B5%82%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E6%9B%B8%E5%BC%8F2_%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%83%96%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89%E3%82%B5%E3%83%83%E3%82%AB%E3%83%BC%E5%8D%94%E4%BC%9A.pdf?t=1676415667?id=3989047 ✓ 2021年（令和3年）10月公表情報（PDF）版： https://www.b-soccer.jp/uploads/2021/10/conformity-assessment09_JBFA20211031-%E3%82%AB%E3%82%99%E3%83%8F%E3%82%99%E3%83%8A%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%82%B3%E3%83%BC%E3%83%88%E3%82%99.pdf ✓ 2021年（令和3年）3月公表情報（PDF）版： https://www.b-soccer.jp/uploads/2021/03/2021March_conformity-assessment.pdf	80.スポーツ団体ガバナンスコード_中央競技団体向け_遵守状況の自己説明(2021年3月31日) 81.スポーツ団体ガバナンスコード_中央競技団体向け_遵守状況の自己説明(2021年10月31日)
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメントポリシーを定めているほか、倫理コンプライアンス規程で利益相反の発生リスクについて触れている。 ・利益相反委員会および倫理コンプライアンス委員会を2022/8/22に開催。 ・JBFAの役職員でクラブチーム所属の者に関しては、「職員のクラブチーム活動許可内規」を策定し生じうる利益相反を管理している。 ・利益相反マネジメントポリシーを当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトに公表している。 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/%E5%88%A9%E7%9B%8A%E7%9B%B8%E5%8F%8D%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%9D%E3%83%AA%E3%82%B7%E3%83%BC.pdf <ul style="list-style-type: none"> ・規程策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。 	83.利益相反マネジメントポリシー（初版 2021年2月22日） 84.正職員及び有期雇用契約職員のチーム活動に係わる内規 85.利益相反委員会 委員名簿 86.利益相反管理研修_2021年7月1日(JSC)
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメントポリシーを定め、当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトに利益相反ポリシーを公表している。 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/08/%E5%88%A9%E7%9B%8A%E7%9B%B8%E5%8F%8D%E3%83%9E%E3%83%8D%E3%82%B8%E3%83%A1%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%9D%E3%83%AA%E3%82%B7%E3%83%BC.pdf <ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメント委員名簿を公表している。 https://www.b-soccer.jp/uploads/2022/11/20220401_management.pdf <ul style="list-style-type: none"> ・ポリシー策定に当たり、複数の役職員の意見を取り入れた草稿を顧問弁護士と相談し策定のうえ理事会で最終承認している。 	83.利益相反マネジメントポリシー（初版 2021年2月22日） 84.正職員及び有期雇用契約職員のチーム活動に係わる内規 85.利益相反委員会 委員名簿 86.利益相反管理研修_2021
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・団体独自の通報制度設置は体制上難しく、外部の通報制度を案内している。 ✓ トップアスリート向け 「トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口」(JSC) https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx 「ドーピング通報窓口 (JSC)」 https://www.report-doping.jpnsport.go.jp/form/	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・団体独自の通報制度設置は体制上難しく、外部の通報制度を案内している。 	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懲罰規定を定めている。役職員には就業規則にて懲罰を定め周知している。 ・2023/9/1に懲罰規程を改訂した。 ・懲罰規定を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトで公表している。 https://uploads.strikinglycdn.com/files/d6753c8d-39af-4fdc-8528-14ea12f28504/%E6%87%B2%E7%BD%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8B%EF%BD%962.0.pdf?t=1693972632&id=4051044 ・懲罰手続規則を定め、「懲罰規程」第3条第8項に基づき、同条第2項、第3項及び第5項に定める懲罰を決定するにあたっての必要な事項について定めている。(内規のため公表はしない) 定するにあたっての必要な事項について定めるものである。 ・懲罰手続規則では下記を定めている <ul style="list-style-type: none"> ✓懲罰決定の手続 ✓裁定委員会(構成、召集、調査・審議事項) ✓弁明の機会 ✓懲罰の決定など ・処分審査を行うに当たり処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けることについては「懲罰手続規則」第6条 弁明の機会に定める ・処分結果の処分対象者への通知については、「懲罰規定」第10条 決定の通知・公表に定める 	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懲罰規程を策定し、そのなかで、裁定委員会の設置について定め、事案発生時には外部有識者を中心に裁定委員会を立ち上げることとしている。 ・裁定委員会の招集と構成については、懲罰規程第3条第8項(懲罰規程第3状第2項、第3項及び第5項の懲罰を決定するにあたっての必要な事項について)に基づき、「懲罰手続規則」第2条 懲罰決定の手続、第3条 裁定委員会の構成、で定めている。 ・懲罰規程を当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表 https://uploads.strikinglycdn.com/files/4a6f74ad-8d7f-4812-9661-a13d442d7a61/JBFA%E6%87%B2%E7%BD%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8B_20220928%E6%94%B9%E8%A8%82.pdf?id=3946412 	42.JBFA懲罰規程_20220928改訂 96.理事会議事録_2022-0926_総会に付議する議案の承認 101.裁定委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	2023年9月1日「懲罰規程」を改訂し、第11条 不服申立て、の項目で自動応諾事項を定めた。 「懲罰規程」 URL: https://uploads.strikinglycdn.com/files/d6753c8d-39af-4fdc-8528-14ea12f28504/%E6%87%B2%E7%BD%B0%E8%A6%8F%E7%A8%8B%EF%BD%962.0.pdf?t=1693972632&id=4051044	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	「懲罰規程」改訂について、当協会の情報公開HP「ステークホルダー・エンゲージメント」サイトにて公表したほか、対象者への周知をミーティングなど活用し段階的に行っている。(全役職員集会、クラブチームミーティング、その他個別のカテゴリーなど)	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> ・協会のコミュニケーションで使用しているグループウェア(talknote)上にクローズドの危機管理のグループを作り関係者を招待。有事の際に時差なく情報の共有と相談ができる体制を構築している。 ・危機管理の際の対応について、マニュアルを策定し広報的、人事的な対応を定めている。また、発生事案の高いリスクに関して、対応ルールを随時追記し定めている。 ・グループウェアのクローズドのグループについては、内容がセンシティブなため公開していない ・危機発生時からの対応プロセスについて説明した内部資料のため非公開。 ・マニュアルを作成するに当たり、複数の役職員や外部有識者の意見を取り入れたり、他団体のマニュアルを参考にして草稿を策定した。 	88 JBFAリスク対応マニュアル_2016年11月作成 _JBFA広報チーム
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	「倫理コンプライアンス規程」、「懲罰規程」、「懲罰手続規則」のほか、「危機管理マニュアル」を定め、不祥事が発生した場合に速やかに、事実調査などが行える体制を構築している。理事会の決定で外部調査委員会にあたる裁定委員会の発足も行えるようにしている。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会 は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	倫理コンプライアンス委員会と連携し、「懲罰規程」、「懲罰手続規則」を策定することで、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、学識経験者など)が召集でき、対応できる体制を構築した。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織をもたないため該当なし	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織をもたないため該当なし	